

# 町を変えたいのは町民！ 「しお風」たおやかに吹け。



変わらない行政体質、  
議会体質に警鐘を。

こうした体質が数々の問題を起  
こし、財政ひっ迫を招き、現在も問  
題を起こし続けていると「しお風」

前町長が起こした刑事告訴は  
取り下げられ、議会で「デタラ  
メ」と名指しされた町民が名誉  
棄損で訴え、現在民事訴訟中で  
す。「しお風」は、原告ではなく、  
当事者ではありません。

係争中だからこそ、公人とし

「しお風」が公共用地の土地売  
買の不可解さを問題提起したこ  
とに、当時の町長が刑事告訴。  
不当にも当事者ではない筆者が  
警察から取り調べを受けた実体  
験をもとに「しお風たおやかに。  
足元からの民主政治を求め続け  
て！」と題して前号に掲載。  
発行後「起こったことを知らな  
かった。どうして、議会で話題に  
ならない。このままにしてはいけ  
ない」というご意見を多数いただ  
きました。反響に応えるためにも  
町長、議員の皆様にもアンケート  
を行いました。内容は下記、い  
ただいたご回答は次頁のとおり  
です。

こうした体質が数々の問題を起  
こし、財政ひっ迫を招き、現在も問  
題を起こし続けていると「しお風」  
は考え、前号で私事を取り上げま  
した。これを個人の問題と捉えら  
れてしまったのは、遺憾です。「しお  
風」の力不足と考え、さらなる警鐘  
を鳴らします。

報酬をもらい、調査権も審査  
権もあるのに、調査や問題提起  
を議員が行わず、手弁当の私人  
の町民に任せ、町長の力を利用し  
た人権侵害に無関心なのは本末  
転倒です。今こそ町民力を発揮  
し、町民重視を求めましょう。

町長や議員の多くは変わって  
も、情報共有、説明責任、町民参  
画などを無視。ビジョンなく当面  
の課題処理でつじつま合わない付  
け焼刃がまかり通り判断先延ば  
しの行政体質。それを正さない議  
会体質は変わっていません。

村田町長が意見を差し控えたい  
ことはわからないでもありません  
が、前町長の個人の問題と捉えない  
てください。また、「係争中なので  
公人として意見を控える」とする  
議員の見解は嘆かわしいことです。

報酬をもらい、調査権も審査  
権もあるのに、調査や問題提起  
を議員が行わず、手弁当の私人  
の町民に任せ、町長の力を利用し  
た人権侵害に無関心なのは本末  
転倒です。今こそ町民力を発揮  
し、町民重視を求めましょう。

町長、議員の皆様には12月議  
会、年末のお忙しい時期にお手  
数をおかけし、ご回答いただき、  
誠にありがとうございます。

しかし、結局きちんとアンケ  
ートにお答えいただけただけのは5  
名の議員だけでした。

## アンケート内容

### I 「しお風」が町政への問題提起をしたのに対し、当時の町長が刑事告訴し町民が取調べられたことについて

1 問題がある。2 問題ではない。3 わからない。

1と答えた方の理由(複数回答できます。)

- ①当時の町長の人権侵害 ②当時の町長の自治放棄 ③当時の町長の町長権限の逸脱 ④当時の議会が町長に同調 ⑤黙認した行政の人権侵害・不作為 ⑥その他

1と答えた方の今後の行動(複数回答できます。)

- ①刑事告訴を黙認した行政体制の問題究明 ②刑事告訴を容認した議会体制の問題究明 ③事実関係の調査 ④「しお風」に対しての議会・行政への謝罪要求 ⑤人権意識の議会改革 ⑥人権意識の行政改革 ⑦その他

2と答えた方の理由(複数回答できます。)

- ①もう終わったこと。②「しお風」が問題提起を一方的に公表したのが悪い。③「しお風」の問題提起の内容に問題があった。④「しお風」と当時の町長との個人の問題。⑤その他

### II 当時の町長が議会で意図的に「しお風」の名前を出し、町民を批判したことについて

1 問題がある。2 問題ではない。3 わからない。

1と答えた方の理由(複数回答できます。)

- ①公職、公の場の意識欠如 ②議会機能の不全 ③議員意識の低さ ④その他

1と答えた方の今後の行動(複数回答できます。)

- ①議会での特定の名前を出す発言への対応を基準化 ②議長への抗議と発言取り消し要求 ③その他

2と答えた方の理由(複数回答できます。)

- ①問題提起の内容に問題があった。②個人の問題。③その他

### III 公共用地の土地売買の不可解さについて(別添「しお風 58 便参照」)

1 問題がある。2 問題ではない。3 わからない。

1と答えた方の理由(複数回答できます。)

- ①行政の説明責任回避 ②土地売買手続きの不鮮明さ ③監査の機能不全 ④容認あるいは問題究明しなかった議会の機能不全 ⑤その他

1と答えた方の今後の行動(複数回答できます。)

- ①議会での問題究明 ②事実関係の調査 ③その他

2と答えた方の理由(複数回答できます。)

- ①もう終わったこと。②問題提起の内容に問題があった。③その他

その他ご意見やご感想をご自由にご記入ください。

## 議員皆様と町長からのご回答一覧

議員名※敬称省略、議席番号順	当選回数	回答内容 ※原文転載
前田 憲一郎	1	係争中の為、公職として回答は控えさせていただきます。
桑原 英俊	2	今回のしお風が町政への問題提起へのアンケートに対し、「しお風」と当時の町長との個人的な問題でもあり、町は裁判で係争中のため、公人としてコメントができませんのでお許しください。
善波 宜雄	1	係争中の案件ですので、回答は控えさせていただきます。
露木 佳代	1	I-2 問題ではない。設問 I で2と答えた方の理由は、その他を選択します。理由は以下です。 ご存知かと思いますが、刑法 230 条の2において、名誉棄損行為が公共の利益に関する事実に係り、専ら公益を図る目的であった場合に、真实性の証明による免責を認めており、これは表現の自由と、名誉権の保護との調整を図るために設けられた規定と言われています。 当時の町長が訴えたのは、名誉を棄損されたと考えてのことでしょうから、それについて申し上げることはありません。そして事実を掴んで、それを公表することにより、公共の利益をと問題提起された「しお風」さまの行為も問題ないと考えます。設問には「取り調べられた」と書かれていますが、名誉棄損にあたるかどうかを訴えられた状況ですから、その調べがあるのは、問題なく、しお風様にとっても、事実であるという証拠等を示すなどして、堂々と主張するためにも必要なことだったのではないのでしょうか。ただ、現実的ではありませんが、自分であればというところでは、この件に関しては告訴はしないであろうという考えです。告訴という手段を取らずに、なんらかの方法で説明や情報公開をして、なんら間違ったことはしていないと説明したことでしょう。公人・町長としての、あるべき姿というのはもちろんあって、そこから逸脱するのは恥ずかしいことだと私は思いますが、どうい判断をするかは人間性によるものでもあり、その後の選挙結果が町民の判断であると考えます。 II-1 問題がある。《理由》①公職、公の場の意識欠如 ③議員意識の低さ。②の意味することがはっきり分らなかったため③に含まれるかなと思い、③と①にしました。《今後の行動》会期中ではないと発言の撤回はできないので、今後また起きたらと仮定します。 ②議長への抗議と発言取り消し要求。①については明確な基準を設けるのが難しいのではないかと考えます。 III-3 わからない。《理由》訴状がどのようになっているかわかりませんが、係争中であるため調査を自らしておりません。そのためお答えすることができません。 ペンは剣よりも強いです。私も書き手だった頃があり、内容に責任を持ち、訴えられても負けることはない！と思える確かな根拠を掴むために取材と裏付けを繰り返しました。誤解を与えることなく印象操作のないようにという文章で真実に迫るのは大変な作業だと思います。
野地 洋正	1	本件は係争中の事もありますので、ご回答を控えさせていただきます。ご理解いただけます様宜しくお願い致します。
渡辺 邦任	1	I-1 問題がある。《理由》①当時の町長の人権侵害 ④当時の議会が町長に同調 《今後の行動》⑥人権意識の議会改革 II-1 問題がある。《理由》①公職、公の場の意識欠如 《今後の行動》①議会での特定の名前を出す発言への対応を基準化 III-1 問題がある。《理由》①行政の説明責任回避 ③容認あるいは問題究明しなかった議会の機能不全 《今後の行動》⑥問題の整理と再度の理解。その後の土地利用や収支の検証 議会で特定の個人や団体が特定される発言については私自身も留意しておりますが、そのような発言があった場合の議事録の扱い等は当然されるべきと議会内でも同意ができています。一方、14人中8人が1期めであり、この事件が風化することは心配です。さらに公共施設の再配置・町有地有効利用は、この時の土地購入が直接かかっていることでもあり、検証が必要です。すべてが適法になされていたとしても、町民に対しての説明が充分であったか、議会できちんととりあげられていなかったか、等の問題はあります。私自身は公共施設の再配置と町有地の活用に関してこそ議会できちんととりあげ、研究・提案をすべきと思いますが、そのような形にはならないようです。もともと、議員ひとりひとりが見識を深め、政策をもたねばならないので、ひきつづきがんばります。
一石 洋子	1	「しお風」につきましては二宮町唯一貴重なオンブズマン、ジャーナリズムの代替となるものであり、また町を愛しまちづくりのイノベーションを起こす動きの先駆けであったと敬意をもって尊重致します。まさに神保様の仰る「顔の見える」町でありながら、司法に訴える手段を当事者の方々がとられたことは本当に残念であったと思いますし、顔の見える町の自治をまさに頭を突き合わせて実現することが困難であった現実を見せつけられる思いがします。本当に覚悟がいるのだと襟を正す次第です。それでは設問の順にその他である理由を書かせて頂きます。 I 言論の自由を司法が受け止めたかと判断している。II 言論の自由を担保する。III 公共用地の土地売買については法に則り行われるべきと考える。 意見感想につきましては先に述べさせていただきました。「しお風」には今後も信念をもって活躍して頂きたいと思えます。
根岸 ゆき子	4	I-2 問題ではない。よく理解できておりませんが、「しお風」の責任者としてですね？ 告訴したのは町長の立場ではなくて、個人の立場でですね？ 解釈によっては、質問と答えが食い違ってしまうかもしれません。《理由》③「しお風」と当時の町長との個人の問題 II 町民を批判した、というのが、どう捉えていらっしゃるのかわからないため答えられません。 III 問題があったり、問題はなかったり、と言えるかと思いますが、「しお風」は桜美園の問題もよく取り上げて下さいました。本当にありがたうございました。感謝しています。住民側として行政と戦った身として停止後 10 年が経った今も何が正しかったのかはわかりません。たくさんの傷も残りました。「しお風 58 便」で分析いただいた内容は、ひとつの参考として読ませて頂きます。 「しお風」代表神保智子様。ぜひ、議会と対話いたしましょう。
柳川 駅司	1	係争中と聞きました。公人として回答は控えさせていただきます。
添田 孝司	2	I-3 わからない。良識ではすべきではないと考えるが、法的にはわからない。 II-3 わからない。良識ではすべきではないと考えるが、法的にはわからない。 III-2 問題ではない。《理由》③に関しては土地開発公社を通すべきではなかったと思っている。他は問題ではないと思う。
二見 泰弘	3	係争中の事案であり、現在公職中のため、お答えする事はできません。

回答が届いた議員 11 名内お答えいただいた議員 5 名

回答が届かなかった議員 3 名 小笠原陶子(5)、二宮節子(1)、杉崎俊雄(4) ※( )内の数字は当選回数、議席番号順

村田 邦子町長	日頃より、町行政にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。 さて、平成 29 年 11 月 20 日付けでご依頼のありました「しお風」提言へのご意見につきましては、内容が、当時町長の職にあったとは言え、前町長が個人の立場で行った刑事告訴のことであったり、現在係争中の裁判の争点に関係する内容が含まれていたりすることから、町としての意見を示すことは差し控えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。
---------	--